

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 3月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)鉄イオン供給管ドレン弁において、弁シート部漏えいが認められたため、当該ドレン弁を点検・修理。	GIII	
2	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)渦流フィルタ差圧計において、指示値不良が認められたため、当該差圧計及び当該差圧計検出配管を点検・調査。	GIII	
3	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器鉄イオン供給隔離弁において、弁シート部漏えいが認められたため、当該供給隔離弁を点検・修理。	GIII	
4	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)系計器回路用タイマーにおいて、目盛ダイヤルの破損が認められたため、当該タイマーを修理。	GIII	
5	3号機	非常用ディーゼル発電設備(A)清水膨張タンク補給水電磁弁の開閉試験において、開閉表示に動作不良が認められたため、当該弁の位置検出スイッチを点検。	GIII	
6	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器アンサーバック制御ユニットにおいて、不具合による工程渋滞が認められたため、当該回路「除外」にするとともに、当該制御ユニットを点検・調査。	GIII	
7	4号機	試料採取系原子炉水試料採取ラック内設置の燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口サンプリング弁において、弁シート部漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	